



Title	ソビエト市民の住宅に対する権利 ー国有住宅を素材として ー (1)
Author(s)	篠田, 優; Синода, Ю
Citation	北大法学論集, 37(1), 73-109
Issue Date	1986-06-05
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16519
Type	departmental bulletin paper
File Information	37(1)_p73-109.pdf



ソビエト市民の住宅に対する権利

——国有住宅を素材として——
(二)

篠田 優

目次

- 序章
- 第一節 研究状況と本稿の意義
- 第二節 視角—あるいは「構想」—と問題状況
- 第一次資料、略称、訳語
- 第一章 ソビエト住宅制度の概観
 - 第一節 住宅フォンド
 - 第二節 住宅事情

序章

一九七七年ソ連憲法は、その第四四条において、世界の憲法史上初めて、市民の「住宅に対する権利」を基本権のひとつとして定めた。同条は、次のように規定する。

「ソ連邦市民は住宅に対する権利を有する。

この権利は、国家のおよび社会的住宅フォンドの発展と保全、協同組合および個人による住宅建設に対する援助、設備の整った住宅建設のプログラムの遂行に応じて供与される居住面積の社会的統制のもとでの公正な分配、ならびに低廉な家賃および公共サービス料金、によって保障される。ソ連邦市民は、自らに供与された住宅を大切に扱わなければならない」。

この規定をうけて、七七年末から住宅新立法の起草作業がはじまり、一九八一年六月二四日、全連邦的住宅法として、「ソ連邦ならびに連邦構成共和国住宅立法の基礎」が採択された⁽¹⁾。その後一九八二年六月八日に採択された「アゼルバイジャン共和国住宅法典」を皮切りに各共和国の住宅法典が採択され、遅くとも一九八四年秋頃にはすべての共和国において住宅法典が採択されたものと推測される。因に「ロシア共和国住宅法典」は

一九八三年六月三〇日に採択された⁽⁴⁾。

本稿は、以上の状況を踏まえ、ソビエトの新たな住宅制度を明らかにすることを通じて、ソビエト市民の住宅に対する権利のあり様を把握し、そこにいかなる問題が含まれているか考察しようとするものである。

だが、ひと口に住宅に対する権利といっても、そこには、相互に関係しあう三つの側面がある。まず、基本権としての側面があるが、これにはさらに国家ないし社会から住宅を保障されるという側面（＝基本権のいわば「社会権」的側面）と住宅を自由に獲得、創造するという側面（＝基本権のいわば「自由権」的側面）という二面がある。第三に、民事的側面がある。これら三つの側面は相互に独立して存在しうるものではなく、相互に規定しあう関係をもっている。換言すれば、いずれかひとつの側面に着目しても、そのあり方を折出すためには不可避的に他の側面のあり方を考慮に入れなければならない関係にある。したがって、ひと口に住宅に対する権利といっても、そのあり方をトータルに描き出すことは必ずしも容易なことではない。また、「住宅」には——おそらく多くの国々に共通することと思われるが——多様な存在形態がある。ソビエトの場合には、管理主体あるいは所有主体から分類すると、国有住宅、社会的

住宅、住宅建設協同組合住宅、個人所有住宅の四種類の住宅がある。この点も問題を複雑にする。そこで本稿では、素材を現行国有住宅法に限定し、その中で、住宅に対する権利の三つの側面がいかにあらわれるか、そしてそこにはいかなる問題がはらまれているかを検討することを通じて、他の「住宅」形態との関係をとらえる手掛りを得る、という筋道をとりたい。もつとも、素材にかんしては、さしあたりではあれ、国有住宅に限定しなければならぬという筋合のものではない。理論的には、国有住宅の対極に位置しているともいえる個人所有住宅を分析の出発点に置くことももちろん可能である。だが、本稿では次のような理由から国有住宅をさしあたりの素材とした。すなわち第一に、ソビエトの住宅保障のうち最も基本的形態をなしているのは国有住宅によるものであること（一章参照）、第二に、国有住宅は「社会的消費フオンド」性（本章二節参照）を多かれ少なかれ有しているはずであり、したがって社会主義的な住宅に対する権利⁽⁵⁾の像を探るうえで国有住宅は格好の素材と思われること、第三に、わが国の住宅法制が現在ひとつの転機をむかえつつあり、かつ転換の方向のひとつとして公共住宅による住宅保障の強化という主張もなされている状況にあること⁽⁶⁾、体制が異なるとはいえ——それゆえ即座にわが国の立法にイムバ

クトを与えるものではないが——ソ連の国有住宅制度を分析することはわが国の住宅法制の改革を模索するうえでひとつの参照基準を提示しようと思われること、以上三点である。なお、本稿においては、資料上の制約、および考察の基礎となる制度記述に一定の詳細を期すために、素材をさらにロシア共和国のそれに限定せざるを得ないことを、ここで断っておきたい。また、住宅建設については、国民経済発展計画を頂点とする諸々の計画の策定過程、およびその実現過程（納入契約、基本建設請負契約等）についての独自の検討を要するため、本稿では扱われない。

(1) См. «Ведомости Верховного Совета СССР» [Далее: «ВВС СССР»], 1981, №26, ст. 834. なお、この法律には邦訳がある。原隆（訳）「ソ連邦ならびに連邦構成共和国住宅法の基礎」『法学志林』七九巻四号参照。

(2) См. «Грибанов В. П., Основы советского жилищного законодательства», М., 1983, с. 15.

(3) См. Андриянов И. И., Жилищные комплексы союзных республик, «Советское государство и право» [Далее: «СГП»], 1984, №11, с. 61.

(4) См. «Ведомости Верховного Совета РСФСР» [Далее: «ВВС РСФСР»], 1983, №26, ст. 883.

(5) たとえば、法制審議会民法部会財産法小委員会が借地・借家

法見直しに着手したことは、そのひとつのあらわれである。「法律時報」『法律時報』五七巻九号一四〇頁参照。借地・借家法の改正をめぐる諸問題については、『ジュリスト』八五一号の特集とりわけその五六―七七頁の資料が参考になる。また、一九八〇年七月の住宅地審議会の答申には、次のような内容が盛り込まれている。(1)高度化・多様化しつつある国民のニーズに対応して、

今後、住宅政策を計画かつ効率的に実施していくためには、住宅が国民生活に深く関わる重要な政策分野であることを明らかにし、また、従来、それぞれの時期における緊急的措施として段階的に整備されてきた諸政策を見直し、これらの総合化・体系化を図っていく必要がある。(2)このため、住宅政策の長期目標、国・地方公共団体の講ずべき施策の基本的方向等を総合的・体系的に示す住宅基本法(仮称)の早期制定に努めるべきである。……(本間義人「住宅法の時代」『土地住宅問題』一一号三二―三三頁)。

(6) たとえば、早川和男「住宅貧乏物語」(岩波新書)一九七九年一五七頁以下、奥地正「日本経済と住宅政策の今日的課題」、『ジュリスト増刊総合特集30・現代日本の住宅改革』有斐閣、一九八三年、九八頁、参照。

(7) ソ連の論文その他から他の共和国についても断片的に知りうることにについては、できる限り触れることとしたい。

第一節 研究状況と本稿の意義

一 わが国におけるソビエト住宅法の研究は、極めて少ないというのが現状である。そのような中で代表的なものとしてまずあげなければならないのは、

① 藤田勇「国有住宅の管理」(一九六一年)

である。この論文は、一九三七年一〇月一七日決定「住宅フォンドの保全と都市における住宅経営の改善について」^②によって形成され、以後いくつかの節目を経験しているものの現在なお維持されているところの、ソビエト住宅法の基本的枠組を紹介することにその大半が費されている。と同時に、同論文は従来の研究の中で最も詳細にソビエト国有住宅制度を分析したものである。したがって、右藤田論文は、ソビエト住宅法の基本的枠組を知るうえで現在なお有効な基本文献である。だが、住宅法内部の個々の制度に目を向けるとき、藤田論文以降いくつかの重要な改革——何よりも重要なのは、言うまでもなく「住宅立法の基礎」の採択である——がなされている。したがって、その変化を見ようとするれば、藤田論文にはやはり「古さ」という限界がある。

そこで、この点を補うものとして、

②藤田勇「ソビエト〔の団地管理〕」(一九六七年)⁽⁴⁾

③佐保雅子「ロシア共和国における住居貸賃借」(一)・完⁽⁵⁾

(一九七一年—七四年)

④同「ソビエト住宅法」(一九八一年)⁽⁶⁾

をあげることができる。②は、モスクワ市のいくつかの区の住宅利用管理署(СЭС)の職員との面接調査を基礎に地方ソビエト住宅の供与および利用について解説したものである。住居の供与にかんしては、従来の研究のなかで、これが最も詳しい。③はロシア共和国における住居貸賃借についての裁判例を詳細に紹介することを通じて、ソビエト住宅法の実態に迫ろうとするもので、方法的にも興味深い研究である。④は、七七年憲法下、住宅立法の基礎、住宅法典制定以前のソビエト住宅法を概説したもので、国有住宅だけではなく住宅の個人所有、売買についても触れられている。これら①④が、ソビエト住宅法についての基本文献といえるものである。

そのほかには、住宅の個人所有、個人所有住宅の貸賃借に触れたものとして、

⑤小林公司「社会主義民法と個人的所有権——東ドイツ新民法典を中心としつつソヴェト民法にも照準して——」(一九八三年)⁽⁷⁾

がある。だが、サブ・タイトルが示すように、ソビエトの制度そのものは、突っ込んだ研究対象にはなっていない。また、

⑥渡辺満「ソヴェートの住宅政策(1)」(一九七五年)⁽⁸⁾

がある。これは、ソビエトの七〇年代初期の住宅事情と革命期から第六次五カ年計画までの住宅政策を扱ったものである。

ソビエト住宅法ないし住宅政策を扱ったわが国の研究は、個別論文や概説書の類で住宅(法)関係に言及されている場合を除けば、管見の限り、以上①⑥に尽きる。

さて、これらの研究と本稿との関係についてであるが、本稿は、先に述べたように素材を国有住宅に限定しており、また現在の制度を対象としているので、⑤および⑥との関係では対象を異にする。

そこで、①④との関係で本稿の意義が問われることになる。次の三点(i)~(iii)を指摘しておきたい。

(i) まず第一は、視角である。本稿では、社会主義社会においてあるべき、市民の住宅に対する権利のあり方という一般的な・抽象的な構想——あくまでもひとつの構想であって本質的規定ではない——をたて、それをさしあたりの引照基準とすることで対象の問題性を明らかにしようと考えている。従来、このような試みはなされていらない。そこには、それなりの理由がある

と思われる。少なくとも次の二点を指摘することができる。

ひとつは、対象の未成熟である。藤田勇氏は、前記①論文の冒頭部分で、「ソ連が今日（一九五〇年代末）当面している住宅問題には、(1) 一般的・抽象的にいって、社会主義社会になお存続する住宅問題といった性格のそれと、(2) 社会主義建設の特殊・具体的諸条件からしてソ連が今日解決を迫られている住宅問題という性格のそれがある」としたうえで、「現実のソ連社会における住宅問題は、もつとその手前（右の(1)の手前）のこの問題である。あるいは、別のいい方をすれば、『純粹社会主義社会』を想定するさいには捨象される特殊的・具体的問題である。それは、現象的にはいちじるしい住宅不足という状況に示される問題であるが、この住宅不足が社会主義段階に入ってからすでに四分の一世紀を経た今日まだ解消していないという事情、およびこのことを条件づけた諸々の要因のなかに、ソ連における住宅問題の特殊的・具体的なあり方をみてとることができる」と述べておられる。氏のこの記述から、ソビエト住宅法を素材として社会主義における市民の住宅に対する権利の「あり方」を考察したり、あるいは、一般的・抽象的レヴェルで「あり方」を構想し、それを分析視角として対象にアプローチするには、対象の特殊性（住宅不足として現象する対象の未

成熟）があまりにも大きい、ということが窺える。

いまひとつは、方法論上の問題である。藤田氏は、別の著書の中で、本稿の如きアプローチについて次のように述べておられる。すなわち、「あれこれの国の社会体制を社会構成的に論じようとすると、理論的基準として社会主義ないし共産主義的社会構成体についての概念的把握が前提となつていなければならぬのは当然であり、したがって本稿の如き方法ないしは「論法」には「それなりの理由のあることは、みとめなければならぬ」。だが、「なおこの論法のもつ限界を指摘せざるをえない。というのは、それによつては社会主義の生成の世界史的過程を具体的・歴史的に把握することはできないからである」と。

このような指摘をまえに、本稿では、構想としてのあり方を引照基準にして対象の問題性を問うというアプローチを取えてとるのだが、このことについては次のように考えている。

まず、対象の未成熟については、それは現在なお持続しているといつてよい。すなわち、住宅不足はいまだに解消されていない（一章参照）。だが、藤田①論文が書かれた当時に比べると状況はかなり改善されてきている。七七年憲法がソビエト市民の住宅に対する権利を定めているのも、この状況を反映したも

のと思われる。⁽¹²⁾ そうすると、現時点におけるソビエトの住宅問題は、藤田①論文の(1)、(2)の区別で言うならば、いわば、(2)の問題から(1)の問題へ移行しつつあるそれ、と理解できると思われる。とするならば、本稿の視角は(2)から(1)への移行の水準を把握するうえで、それなりの意味をもつてくるものといえる。

次に方法論上の問題だが、この点については藤田氏の言われる限界を認めざるを得ない。だが、かといって——氏も認めるように——本稿の方法が全く無意味というものではない。少なくとも対象を社会主義的なものとして把握しようとする場合には一定の有効性をもつものと思われる。すなわち、一般的・抽象的社会主義を考えるうえで捨象されるべき特殊な条件がいかなるものであれ、それを克服するために、対象は社会主義的な変革を試みているはずであつて、この社会主義的な変革の像をとらえるための道具としては有効と考える。また、やや逆説的な言い方だが、本稿の如き方法のかかえる限界自体が、「社会主義の生成の世界史的過程を具体的・歴史的に把握する」ための、あるいは、「それぞれの国の社会体制にとつて規定的な……社会諸関係の発展傾向を明らかにし、それがもつている歴史的に規定された特殊の構造を明らかにする」⁽¹³⁾ ための、ひとつの出発点となるものと思われる。というのは、本稿の方法は、対象のもの

つ非社会主義的とみえる側面を不可避的に浮かびあがらせるが、まさにこの側面にこそ対象のもつ特殊な条件を解く鍵があると思われるからである。

ところで、方法論に関連しては、裁判例をいかに取り扱うかという問題がある。一般に一国の法を知ろうとするとき、法律の条文や学説だけを見ていたのでは、しばしば誤つた現実認識に陥る危険がある。したがつて、その危険を回避し、より実態に迫るために、裁判例は重要な素材となつてくることは言うまでもない。このことはソ連においても妥当する。⁽¹⁴⁾ だが、この点を承知したうえで、本稿では裁判例を素材とはしない。それは今後の課題と考えている。というのは、裁判例を使用する場合は、そのもつ意味が適確に把握されなければならないが、そのためには、裁判が依拠する準拠法の構造の正確な理解が前提となつていなければならないからである。それゆえ八〇年代前半に新たな住宅法がつくられた今日、まずこの前提をつくりだすことが先決と考える。したがつて、本稿は、前記佐保論文②をフォローするものではない。

(ii) 本稿では、国有住宅の利用関係よりも、その前提となる利用権の取得手続に重点を置いた分析を試る。これは、何よりも「住宅に対する権利のあり方」の構想のしかた(次節参照)に

帰因するのだが、それだけではなく、従来利用権取得についての分析が——藤田論文②を除いて——相対的に手薄であったことにもよる。その原因は端的に言って資料入手の困難にあった。というのは、国有住宅の住居分配・供与の手続は、連邦構成共和国の政府決定により定められている（現在もこの点は同じである）のだが、一九八二年まで共和国の政府決定をわれわれは系統的に入手することはできなかったのである。したがって、藤田論文②も、氏のモスクワ出張なくしては、おそらくは、不可能な業績であったと思われる。また、利用権取得過程に生じた紛争には裁判管轄権が及ばなかった（現在も及ばない）ため、裁判例から利用権取得手続のあり様に迫るということも不可能であった。ところで、藤田論文②との関係で、本稿は次の三つの意義をもつと考えている。

第一——藤田論文②では、対象が地方ソビエト住宅に限られているが、本稿では、国有住宅の他のカテゴリーすなわち、「企業住宅」も対象とされる。第二——同論文の対象とした六〇年代前半の住宅供与制度と現在のそれには、一定の変化がみられる。そこで、住宅供与制度の変化と連続の相を明らかにする。第三——第二の作業に基づいて、ソ連の住宅供与制度に内在する論理をさぐる、以上三点である。

(iii) 一九八一年に採択された「住宅立法の基礎」を筆頭とする一連の住宅関係新法令の紹介は、原隆氏による右「基礎」の邦訳を除いては、まだなされていない。したがって、本稿は、国有住宅関係にはほぼ限定されるが、ソビエト住宅法の最新情報を提供するものである。

二 次に対象国であるソビエトにおける研究状況について簡単に触れておきたい。

単行本と雑誌等に掲載される個別論文とはかなり趣が異なるので分けて説明する。まず前者にかんしては、その大半がいわゆる教科書的、かつ制度解説的のものである。したがって、それらから、ソビエト住宅法で何が問題となっているのか、どのような点に見解の対立があるのか、といったことを知ろうとするには困難が伴う。もつとも制度を記述しようとする際には、それらが、一次資料を補うものとして、貴重な存在であることは言うまでもない。この点で本稿が最も活用したのは、次の三冊である。

- ① Толстой Ю. К., Жилищное законодательство, М., 1974.
- ② Дандкоф С. Н., Личиченко Т. Н., Фельдман А. М., Жилищное и жилищно-строительное законодательство, Киев, 1975.
- ③ Грибанов В. П., Основы советского жилищного законода-

тебсриа, М., 1983.

このうちトルストイ（レニングラード大学教授・法学博士）は、△ソビエト国家と法▽誌で行なわれた「住宅立法の基礎」草案のリレー討論¹⁵の最初に登場し（頁数も最も多く与えられている）、また右①も含めて彼の論文はしばしばいろいろな箇所引用されているところからみて、住宅法学における主導的存在と思われる。

個別論文の方では、住宅問題がソビエトの重要な社会問題のひとつであることを反映してか、また民事裁判（家族事件を除く）の中で住宅事件が最も多い¹⁷ということを反映してか、少なくともこの一〇余年の間、住宅法をめぐる議論はそれなりに活発におこなわれてきた。とくに右に示したリレー討論およびその前後で公表された諸々の意見は、ソビエト住宅法はいかにあるべきかという立法論を展開するもので、興味深いものが多い。詳しくは次章以下に譲るが「基礎」制定過程を含め、最近一〇年程の間で目につく論点としては、次のようなものがあげられる。

- ①住宅行政の裁判的統制
- ②手続の民主化（とくに公開）
- ③行政機関によって定められている事項を法律で定めよという主張
- ④省庁ファンド住宅の地方ソビエトへの移管問題
- ⑤

住宅の強制交換 ⑥入居許可証無効の効果、等

議論の特徴としては、すぐれて実践的、具体的である。つまり、眼前の問題をいかに解決するかという志向が強く見られる。したがって、これらの議論を通じてソビエト住宅法において具体的に何が懸案となっているかをわれわれは比較的容易に知ることができる。だが、反面において、議論が具体的・実践的であるためにこれらの議論から、ソビエト住宅法全体を社会主義的な原理から批判的にとらえ直す、といった志向を見出すことは難しい。その意味では、「社会主義における住宅に対する権利のあり方」という視角から問題にアプローチしようとする本稿にとつて、それらは必ずしも適確な示唆を与えるものではなく、また本稿の批判の対象にもなりにくいものといわなければならぬ。むしろ、本稿の如き視角にとつて有意義な示唆を与えてくれるものは、経済学者の研究の方に見られる。というのは、現在の発展段階を尻目に社会主義の原理・原則から現実をとらえようとする志向は彼らの研究の方により強く見られるからである。したがって本稿においても——とりわけ社会的消費ファンドとしての住宅の分配のあり方を考えるに際しては——経済学者によるいくつかの研究から少なからず示唆をうけている。¹⁸

三 最後に、欧米（いわゆる西側）における研究を若干紹介し

ておきたい。⁽¹⁹⁾
まず、

[1] J. N. Hazard, *Soviet Housing Law* (New Haven, 1939) がある。おそらく、欧米の研究の中で最も古いものであろう。残念ながら、筆者はまだ参照しえていない。後述の Rudden および Barry によれば、右は、革命後約四半世紀経過後のソビエトにおいても住宅問題がなお切実であること、⁽²⁰⁾住宅の分配、利用において不平等が存在すること、しかし一般市民の多くはそれを公正と考えていることを示したものとされる。その後約二〇年間、六〇年代に入って、B. Rudden が次の二論文を発表するまでソビエト住宅法を独自に扱った研究はない。⁽²²⁾

[2] "Soviet Housing Law," *The International and Comparative Law Quarterly*, XII(1963), 591

[3] "Soviet Housing and the New Civil Code," *ibid.*, XV(1966), 231.

[2] は、「民事立法の基礎」に規定された住居賃貸借についての規定内容と三七年決定から右「基礎」採択までの立法状況をフォローするもので、⁽²³⁾[3] は題名どおり「民法典」における住宅関連法規を分析したものである。したがって、制度記述として、前記藤田論文①と佐保論文④の間をうめるものとなつてい

る。⁽²⁾ [3] から看取される限り、Rudden の問題関心は、ソビエト市民の住宅に対する権利の性格の解明にあると思われる。その点で、本稿のテーマと連続する側面をもっている。Rudden の達した結論は次のように要約できると思われる。すなわち——ソビエト市民に対する住宅の分配、市民による住宅の利用は、国家によって厳しく統制されており、したがって、ソビエト市民には住宅に対する権利は実質的にはなく、実質的権利主体は国家である、⁽²⁴⁾この結論は、ソビエト的所有は国家的所有(ここでは「国家的所有」ということばを国家機関を形成する特殊な官僚集団による所有)という意で用いている)でしかありえない、あるいは国家的所有によつて他の所有(権)形態が規定されている、⁽²⁵⁾と考える限り、妥当であろう。しかし、ソビエト的所有に国家的社会主義的・所有の論理(官僚集団の活動に市民の参加、市民による統制が多かれ少なかれ働く)を見出そうとする視角にたつて分析する場合、Rudden の結論は維持されるであろうか。いかなる結論に到達するにせよ、右の視角にたつて、Rudden の結論の——現時点における——妥当性を検証することは、本稿の重要な課題となろう。

次に、

[4] D. D. Barry, "Soviet Housing Law: The Norms and

"Their Application," in D. D. Barry, G. Ginsburgs, & P. B. Maggs eds., *Soviet Law After Stalin Part I* (A. W. SUTHOFF-LEYDEN, 1977)がある。これは、ソビエト市民が各種住宅の利用権ないしは所有権をいかなる手続で取得するかについて、判例の紹介もまじえつつ明らかにすることを通じて、そこにはらまれる問題点を検討したものである。住居利用権の取得手続についての記述は、従来の研究の中でこれがもっとも詳細と思われる。その意味で「4」とともに、先に紹介した佐保論文④を合わせ参照することにより、われわれは現行新住宅立法制定直前のソビエト住宅法のあり様を概観することができぬ。

Barryは、検討の結果、ほほ次のような結論に到達する。すなわち、スターリンの政治的な死以来、住宅法に対する政策の介入が弱まり、したがって所定の手続の遵守が強まる傾向にあるが、(1)依然として体制にとって好ましい favored 人々が住宅の分配および利用において優遇されていること、(2)住宅法上の一定の問題が政府決定により定められると法律に規定されているため、住宅法に政策を反映させることは依然容易であり、一定の領域——とりわけ最重要部門企業の住宅からの立退、詳しくは本稿第三章二節参照——ではその傾向が強まっているこ

と、(3)住宅法領域における裁判所の管轄権が制限されているため、裁判所の適法性保障機能が弱いこと、以上三点の問題点があるというものである。八〇年代の新法制定以前の状況についての右指摘は妥当と思われる。そこで本稿に期待される役割は、Barryの指摘する右問題点が新法制定によりどの程度解決されているか、解決しきれない問題についてソ連でどのように考えられているか、残された問題も含め、新立法全体をわれわれはいかに評価すべきか、を検討することにある。

最後に、法律固有の問題を扱ったものではないが、今後の研究にとって重要と思われる二つの研究を紹介しておこう。

[5] A. J. Dimaio, Jr., *Soviet Urban Housing Problems and Policies*, (New York 1974)

[6] H. W. Morton, "The Leningrad District of Moscow—An Inside Look," *Soviet Studies*, XX No.2 (1968), 206.

[5]は、ソビエトの住宅政策を総合的に扱ったもので、住宅の分配、利用はもちろん、住宅政策史、住宅建設計画策定過程および建設過程も射程に入れている。とくに、建設計画、建設過程については、ソ連においてもこれほどまとまった研究は乏しいと思われる、貴重な業績といえる。また、使われている資料も、ソ連の官報、論文はもとより、〈イズヴェスチヤ〉、〈プラウダ〉、

〔文学新聞〕等の新聞にも及んでおり、極めて実証性の高い研究といえる。〔6〕は、モスクワ市レニングラード地区執行委員会の会議傍聴記録ともいうべきものであり、ユニークな、また実態をイメージするために有益な業績である。

(1) 有泉亨編『集団住宅とその管理』東京大学出版会、一九六一年所収。

(2) C3 CCCP, 1937, №69, cr. 314.

(3) 何をもって「基本的枠組」と理解するかについては、より突っ込んだ歴史的分析が必要なことは言うまでもないが、さしあたり、本稿では、少なくとも次の四つのメルクマールにおいて変化がないことをもって、「基本的枠組」が維持されていると理解している。すなわち、a)市民に対する住宅保障の基本形態が、都市においては、国有住宅による保障であること、b)国有住宅の供給は、住宅困窮者に標準量にしたがっておこなわれる、したがって、売買、あるいは原価回収主義にもとづいて定められた賃料による賃貸借という法的形態はとられない、c)国有住宅の分配には社会的組織が参加する、d)国有住宅の賃借人の家族構成員は賃借人と対等の権利を有する、以上四点である。

(4) 有泉亨編『ヨーロッパ諸国の団地管理』東京大学出版会、一九六七年所収。

(5) 『北大法学論集』二二巻三号、二三巻三号、二四巻四号。

(6) 社会主義法研究会編『社会主義における生活と法』(社会主義

法研究年報6) 法律文化社、一九八一年所収。

(7) 『判例タイムズ』五〇七号。

(8) 『産業経済研究』(久留米大学産業経済研究所) 一六巻三号。

(9) 藤田勇『国有住宅の管理』二六六頁。

(10) 同右・二六七頁。

(11) 藤田勇『社会主義社会論』東京大学出版会(U.P.選書)、一九八〇年、二二二—二二四頁。

(12) Cm. T'p'of'no, ykas. coh., c. 26.

(13) 藤田前掲書・三二五頁。

(14) もっとも、わが国における判例のもつ機能および判例公刊状況とソ連におけるそれらとを比較するとき、ソ連の判例は、研究素材として次のような難点ないし限界をかかえていることは否めない。まず、ソ連の場合、個々の裁判例のルール形成機能が乏しい。通常この機能は、連邦あるいは連邦構成共和国の最高裁判所が出す「指導的説明」によって担われる。次に公刊状況にかんしては、公刊される裁判例が、最高裁判所のかかわった事案に限られている。したがって下級審の裁判例は、公刊された最高裁判所の裁判例から断片的にししか知ることができない。また、それゆえに、最高裁判所にとって重要な事案は把握できても、ソ連全体の裁判傾向は把握しにくい。さらに、公刊された裁判例の事実説明は、一般に概略的なものにとどまっている。以上が、難点ないし限界であるが、にもかかわらず、ソ連の法的実態に迫るうえ裁判例が、ひとつの重要な素材である

「ソビエト法」の発展。

- (15) См. «СПИД», 1980, №9, с.43-52; №10, с. 73-80; №11, с. 70-79.
- (16) См. Грибанов, указ. соч., с. 7-8; Саркисян Г. С., Народное благосостояние в СССР, М., 1983, с. 178-179.
- (17) D. D. Barry, "Soviet Housing Law: The Norms and Their Application" in D. D. Barry, G. Ginsburgs & P. B. Maggs eds, *Soviet Law After Stalin Part I* (A. W. SUTTHOFF, LEYDEN, 1977), 16. 森下敏男 (執筆) 「ソ連における法的競争と『合法性』の実現」北海道大学スラブ研究センター『過渡期にたつ現代ソ連——その総合的研究——』(スラブ研究センター—研究報告シリーズNo.16) 一九八五年、三三三頁。森下氏によれば、一九七五年から一九八五年四月までの間にロシア共和国最高裁判所が扱った住宅事件は、全民事事件の三八・九%を占め、最も多い。
- (18) Например, Герасимов Н. В., Общественные фонды потребления: необходимость, сущность, направление развития, Минск, 1978; Аничкин И. А., Экономические условия роста благосостояния советского народа, М., 1977.
- (19) 欧米文献の紹介、引用スタイルは、斉藤孝「学術論文の技法」日本エディタースクール出版部、一九七七年、一〇八頁以下、及び本文「4」のBarryの方法にしたがった。
- (20) B. Rudden, "Soviet Housing Law," *The International and*

Comparative Law Quarterly, XII (1963), 591.

- (21) Barry, *op. cit.*, 27.
- (22) Rudden, *loc. cit.*
- (23) 法律は改正されていない。また新しくつくられてもいない。ここで「立法状況」というのは、法律以外の規範的アクト(代表的なものは政府決定)と厳密な意味では法令ではないが最高裁判所の「指導的説明」の変化を指す。
- (24) Rudden, *op. cit.*, 613; B. Rudden, "Soviet Housing and the New Civil Code," *The International and Comparative Law Quarterly*, XV (1967), 256.
- (25) Rudden "Soviet Housing and..." (1966), 256の最後の一節は、このことを端的に示しているように思える。すなわち「After all, "Etat, c'est lui." (結局「国家、それは彼である」——市民のものではない——)。

第二節 視角——あるいは「構想」と問題状況

一 既に述べたように、本稿では、構想としての「社会主義社会における市民の住宅に対する権利のあるべき姿」を引照基準として、対象の問題性をさぐるという方法をとる。したがって、構想としてのあるべき姿、について一定の見通しをたててお

く必要がある。だが、冒頭述べたように、住宅に対する権利とひと口に言っても、そこには種々の側面があり、それ自体必ずしも容易ではない。そこで、ここでは、「社会的消費ファンドとしての住宅に対する権利」——前記三つの側面との関連でいえば、主として、国家ないし社会から住宅を保障される側面にかかわる——のあり方について一定の見通しをたて、それを起点として生ずる問題を整理する、という形をとりたい。

まず、「社会的消費ファンド」の性格の把握からはじめなければならぬ。社会的消費ファンドという用語自体は、ソ連のものであるが——すなわち *Общественные фонды потребления* ——、マルクスが「ゴータ綱領批判」の中で述べている、社会的総生産物のうち各人に分配される前に控除される三つの部分にほぼ相当するものと考えてよい。すなわち、①「直接に生産に属さない一般管理費」、②「学校や衛生設備等々のようないろいろな欲求を共同でみたすためにある部分」、③「労働不能者のための元本」である。だが、これだけでは「権利」のあり方はみえてこないで、社会的消費ファンドの存在理由にいま少し立ち入ってみる必要がある。

社会主義における生産物やサービスの分配の原則は「労働に応ずる分配」であるとされる。すなわち、社会主義社会の市

民は、社会のために支出した自らの労働量に見合った分だけ社会から生産物やサービスを返してもらおうわけである。この分配原則は、他人の労働を搾取する者と自らの労働を搾取される者との不平等な関係の廃止（『社会構成員の勤労者としての同質化』を前提としている、という意味において平等を表現するものである。この原則が支配するところでは、多くの労働を支出する者には多くの生産物やサービスが分配され、そうでない者にはより少なく分配されることになるが、それ自体は公正とされる。だが、「労働に應ずる分配」原則の徹底は、次の三つの不平等を不可避的に生み出す。

第一——労働能力喪失者と労働能力保持者間の不平等。「労働に應ずる分配」が徹底されるところでは、労働能力喪失者は一切の労働を支出できないゆえに社会から生産物やサービスを受けとることができず、結局生存不能とならざるをえない。また、労働能力保持者にあつても、消費生活に必要な生産物やサービスが社会全体に不十分な場合には、生産物やサービスが各人の労働に比例して分配されるために、労働能力の低い者は、労働能力喪失者と同様生存の危機にさらされる。

第二——市民の労働者としての側面だけが着目されるゆえに生ずる不平等。社会の成員がすべて労働者であればこの不平等

は生じないが、社会にはいまだ労働能力を顕在化させていない子どもや労働力の減じた老齢者が存在する。したがって、たとえば、多くの子どもを扶養しなければならない労働者と子どもをもたない労働者の間では、彼らが同じ労働能力を有し同じ労働を支出したとしても、消費においては差が生ずる。⁽⁵⁾

第三——自己の諸々の能力の再生産および発展ないし開発の機会と可能性の不平等。消費のためのあらゆる生産物とサービスが労働に応じて分配されると、個人の能力を再生産しさらに発展させるために不可欠と思われる、たとえば衣食住の獲得、教育・医療等のサービスの受給の機会とそこから得られる量に労働能力の差が直接に反映されることになる。このような結果は、結局のところ、労働者間に現在ある能力の差を再生産させることになり、「労働に応じた分配」の原則をほりくずすことになる。ただし、この場合、外面的には労働に応ずる分配のように見えるが、特定の個人が社会からどれだけ受けとれるかは、究極的には、いかなる労働能力をもった階層に属するかということに規定され、実質的には「階層に応ずる分配」にほかならないからである。⁽⁶⁾

以上三つの不平等のうち、第一の点は、社会主義の出発点的志向である「生存の自由」の見地から不公正（＝不平等）と考

えられ、第二・第三の点は、「社会主義的変革が人間諸個人の知的・肉体的能力の全面的発展を追求するものにほかならないかぎり」不公正（＝不平等）と考えられる。そこで、これらの不平等を排除するための独自のフォンド、すなわち社会的消費フォンドが必要になってくるわけである。

さて、以上から社会的消費フォンドとは、「労働に応ずる分配」を前提とし、かつそれを補完する役割——「労働に応ずる分配」から不可避的に生ずる不平等の排除——をもち、受給者は右フォンドから分配をうけるに際し、被分配物に見合う労働あるいは支払をなす必要がない、したがってその限りで「労働に応ずる分配」から切りはなされて分配される消費フォンドということができる。そうすると、ある消費対象が社会的消費フォンドになるためには、次の二つの条件を満たす必要があると思われる。

第一に、当該消費対象を十分に得られないことによつて、個人の生存、個人の能力の再生産および発展の可能性が、社会的にみて不相当と考えられるほど制限されること、第二に、当該消費対象を得るのに必要な対価が労働所得に比して高額であるために、労働能力の相対的に低い者あるいは扶養すべき者を多くかかえている者にとつて、当該消費対象の取得可能性が極め

て低いか不可能であること、の二点である。では、これらの点につき、「住宅」はどうか。住宅は、衣・食とならんで人間の生活の基本的条件であるから、右第一の条件を満たすことはまちがいない。だが、第二の条件となると、当該社会の賃金水準と住宅の価格との関係によつて満たす場合とそうでない場合がありうる。

二 さて、以上を踏まえて、社会的消費ファンドとしての住宅の分配に対する権利がいかなる内容をもちうるかについて考えてみよう。次の三点に要約できると思われる。

第一に、市民は住宅を無償または社会の一部負担で分配される権利を有する。この点につき問題となるのは、有償の場合、社会がどこまで負担するか、逆にいえば、受給者はいかなる程度の対価を支払わなければならないか、という点である。対価が当該受給者の労働所得に比して高額であれば、支払えない者が出たり、支払えたとしても住宅以外の他の欲求を著しく抑制しなければならぬ者が出てくる。このような結果は、個人の能力の再生産および発展の機会と可能性を制限することになる。したがって、対価はこの機会と可能性の平等を侵さない限度で受給者に負わせられるべきであろう。ゆえに、有償が原則とされる場合でも、個々の受給者にとっては無償となる場合も

ありえよう。

第二に、家族構成員の人数に比例して分配される権利を有する。

第三に、各人の能力を再生産し、さらに発展させるために「社会的にみて必要」とされる範囲で分配される権利を有する。⁽⁹⁾ 社会的消費ファンドに期待される役割のひとつが、各人の能力の再生産とさらなる発展のための機会と可能性の平等を保障することにあるとすれば、この平等保障目的を達するに必要な限度で住宅が分配されれば十分と思われる。したがって、この限度を下回することはもちろん許されないが、上回ることもまた排除されるというべきである。というのは、この限度をこえた住宅の供与は、社会的消費ファンドのもつ「労働に應ずる分配」原則を補充するという役割をこえることを意味するからである。限度をこえた欲求の充足は、社会主義の原則たる「労働に應ずる分配」に委ねられるべきである。また、このことと関連して、社会的消費ファンドの住宅の分配は、共産主義の分配原理といわれる「必要に應ずる分配」⁽¹⁰⁾でもなければ、個人の主観的必要に比例した分配でもない、ということに注意する必要がある。あくまでも社会的にみて必要な範囲を保障する分配である。その範囲がいかに定められるかは、当該社会主義社会の生産力水

準、各人の能力の再生産と発展のために寄与する住宅以外の諸制度（たとえば、教育・医療等）の充実度等に規定されるが、実践的には、政策主体と市民の権利闘争を通じて見出されることになる。

三 さて、以上のように構想された社会的消費フオンドとしての住宅の分配に対する権利のあり方を基礎に、ソビエト市民の住宅に対する権利を考察するうえで、いかなる検討課題があるか。

まず、ソビエト社会が、そもそも社会的消費フオンドたる住宅を必要とするか否かが問題となる。だが、この点については、現時点でのソビエト住宅事情（一章）および個人所得により住居利用権を取得する場合の対価（終章）から、容易に「必要」という答えが得られる。そこで、以下の議論は、社会的消費フオンドたる住宅が必要である、との前提のもとにすめられる。さて、この前提にたつとき、少なくとも以下の六点(1)〜(6)が、本稿の検討課題としてあらわれてくる。

(1) 既に述べたようにソビエトには四つの形態の住宅があるが、そのうち住宅建設協同組合住宅および個人所有住宅の利用権は個人所得からの出費により取得される。したがって、ここでは「労働に^レ応ずる分配」の原理が働く。そうすると、国有

住宅に——少なくともその一部に——社会的消費フオンドとしての機能が期待されることにならざるを得ない。（なお、社会的住宅フオンド——次章参照——があるが、この住宅は、その利用権の取得、利用関係、利用権の消滅において、国有住宅と全く同じ法的規制をうけるので、本稿では国有住宅と同視して扱う。そこで、国有住宅の分配のあり方が、右に示した構想に照していかなるものと映るかが、まず問題となる。次いで、右の構想とソビエトの現実との間に、^レずれが生じた場合には、その原因が何にあるのか検討されなければならない。もつとも本稿は歴史的考察を行なうものではないので、^レずれの原因については、後に行なわれるべき歴史的考察のためのひとつの仮説を提示するにとどまる。

ところで、この^レずれに関連して、次のような論点がある。すなわち、社会的消費フオンドとしての住宅分配において、受給者は分配される住居に見合う労働や支払を要しないと、分配にいたるまでの彼または彼女の日常的労働は分配に影響を与えないか否かという点である。

筆者の構想を前提とする限りにおいては、社会的消費フオンドは市民の「社会的必要」を確保するためのものであるから、分配に影響を与えるのは、個々の市民の社会的必要の度合——

社会が定める「社会的必要」の規準をどれだけ下回っているか——だけであつて、受給者の日常的労働は影響を与えないといえる。だが、このようなことがいえるのは、抽象的社会主义像を念頭に置くからであつて、具体的社会主义社会を念頭に置くときは、それが当面する具体的諸条件によつては、日常的労働が分配の評価基準となる可能性を否定しえない。

この点については、まず、次のような指摘がある。すなわち、「社会的総生産物のうち、共同消費フオンド（『社会的消費フオンド』）にくりいられる部分の大きさは、国民経済発展の具体的条件に依存するので、社会保障の具体的な内容と形態については、社会主義的社会形態の性格から論理的にこれをみちびきだすことはできない」⁽¹¹⁾。ここでは、社会的消費フオンドの具体的分配のあり方を規定するひとつの要因として、「国民経済発展の具体的条件」が指摘されている。この指摘から次のような仮説設定が可能と思われる。すなわち、当該社会の経済発展の水準が低く、したがつて社会的消費フオンドとしての住宅総量が乏しい場合には、その社会がいかなる分配規準を設定するにせよ、その社会は、いかなる市民を優先させるかという問題に直面せざるを得ない。というのは、このような社会にあつては、仮に「社会的必要」の規準が、現存する社会的消費フオンド住

宅総量との関係で、市民にあまねく住宅を供給できるレベルで設定されていたとしても、その後の住宅建設の増大が予定されているはずである。この増大に伴い右「社会的必要」の規準も漸時引き上げされることになるであろうが、引き上げられた水準でただちにすべての市民に住宅を供給できるとは考えにくい。一定の時間的幅があるはずである。ゆえに、「優先」の問題が生じる。また、そもそも「社会的必要」の規準が現存する住宅総量との関係で、すべての市民には住宅がゆきわたらないレベルで設定されていた場合には、即座に「優先」の問題に直面する。このようにいかなる市民を優先させるかが問題になるとき、個々の市民の住宅必要度が主要な基準でありうるとしても、そこに労働というファクターが多かれ少なかれ入りこむ可能性が出てくる。とくに住宅の必要度において優劣をつけたい場合には、その傾向は強まるであろう。

さらに、次のような指摘がある。すなわち、「社会保障という追加分配方法は、いわば労働に應ずる分配にたいする補充的機能をもつが、この追加的分配自体のなかに逆に多かれ少かれ労働に應ずる分配が反映せざるをえない」⁽¹²⁾。この指摘には、次の二つの意味があると思う。ひとつは、社会的消費フオンドといえ、その源泉は究極的には個々の市民の労働に還元されるのである

から、社会的消費ファンドの形成・増大により多くの貢献をなした者が、このファンドからより多く受けとるといふ論理が成り立ちうる、ということである。いまひとつは、「労働に應ずる分配」の具体的あり方が、個々の労働の社会的貢献度を真に反映するものであれば、社会的消費ファンドの分配において労働というファクターは問題にされないとしても、社会的貢献度を真には反映していないものであれば、——「社会的消費ファンドが「労働に應ずる分配」を補充するものであるところから半ば必然的に——「労働に應ずる分配」の不完全な部分を社会的消費ファンドが負うという可能性がでてくる、ということである。

このように、当該社会の具体的条件によつては社会的消費ファンドの住宅分配に労働というファクターが反映してくる可能性が出てくる。したがつて、逆に言えば、当該社会が、「労働」の論理と「社会的消費ファンド」の論理の調和点をどこに見出しているかを探ることは、その社会の具体的・特殊な性格を解明するうえで重要な手掛りを提供することになる。

ところで、社会的消費ファンドの住宅分配に労働が反映してくるといふ問題は、さらに次のような問題となつてあらわれてくる。

(2) 一口に国有住宅といつても、ソ連では、その内部編成はそう単純ではない(一章参照)。その中には、企業が自ら自由に処分できる財源(以下これを「企業ファンド」と呼ぶ⁽¹³⁾)により住宅を建設し、自らの労働者・職員に住居を供与する場合がある。このような住宅供与方式をとる場合、収益性の高い企業とそうでない企業との間に、不可避免的に住宅条件の格差が生ずるが、この格差をどう評価するかという問題がある。

まず、人間労働というものが、一定の集団に組織され共同で行われてはじめて意義をもちうるものだとするならば、企業間の獲得利潤の格差は、いわば企業単位の「労働に應ずる分配」の結果であつて、したがつて住宅条件に格差が生じてもそれは不当なものではないとする立場が考えられる。だが、仮にそうだとしても、このような住宅供与方式のもとでは、たまたま業績のよい企業に帰属していたために良い住宅に住める者やたまたま業績不振の企業に帰属していたために劣悪な住宅に住まざるを得ない者が——個々の労働の社会的貢献度を真に反映する分配システムができていないかぎり——生ずる。つまり、このような方式のもとでは「労働に應ずる分配」という面だけでなく、むしろそれを掘りくずす「社会的帰属に應ずる分配」といふ「負」の面もまた多かれ少なかれ出て来ざるを得ない。し

たがって、企業間の住宅格差は一応正当なものとしても、この「負」の面をいかに縮小・解消するかという課題がそこにはある。

だが、逆に、住宅の人間生活上の重要性に鑑み、企業の収益力に規定される格差は不平等と考えることもできる。このような立場からは、社会的消費フオンド住宅の充実、「企業フオンド」住宅の縮小、解消が構想されよう。だが、このような構想のもとでは、住宅保障という限られた領域のことではあるが、その限りで企業の自主性が制限されることになる。この点にかんし、チェコスロバキアにおける七〇年代経済改革の経験は示唆的である。

チェコでは、「社会主義企業はたんなる経済的機関ではなく、同時に社会的機関でもある」という思想から、勤労市民の福利厚生に関して、中央から企業への分権化が七〇年代に入って強調されるようになった。⁽¹⁴⁾「全国一律の社会保障によつて国民の最低生活は保障されたが、その後生活水準の向上のもとで、福祉をより向上させるには全国的な画一的措置では不十分で、よりきめこまかま対応が必要とされるにいたつた⁽¹⁵⁾」というのが、その大きな理由である。そして、このような分権化の結果、福祉の企業間格差は生じたものの、「企業内福祉への満足と企業へ

の一体感とのあいだには、一定の結びつきがあること⁽¹⁶⁾が明らかになつたといわれる。また、個々の労働者のさまざまなニーズに对应していくためには、生産面のみならず、企業内福祉についての諸々の決定に対する労働者の参加が必要となるが、この点も七〇年代以降重視され、このような意味での参加は、「たんに企業の経済的效果をあげるだけでなく、参加者自身の人格的発達につながり、自己実現欲求の充足による満足感をもたらす⁽¹⁷⁾」ものとして、その積極的な意義が強調されている、といわれる。

チェコの右のような経験は、「企業フオンド」による住宅保障もそれなりに積極的意義を有していることを示唆している。さて、以上のようにみてくると、「企業フオンド」による住宅供与をめぐる問題の検討は、企業の自主性、企業労働者の能动性を尊重しつつ、企業間の不当な格差をいかに抑えるか、という点に実践的意味があるように見える。この点についてソビエト住宅法がいかなる法的枠組を設けているかはひとつの検討課題である。

次に、「企業フオンド」により住宅が建設される場合も含め、企業が住居の供与主体となる場合に一般に問題になりうる点として、住居利用権の存続が住居を供与した企業との労働契約関係の存続に依存するか否かということがある。すなわち労働契

約が消滅すれば、企業によつて供与された住居から立退かなければならないのかどうか。この場合、立退かなければならない、というのが一見「あたりまえ」のようだが、供与される住居の性質が社会的消費ファンドであるならば、むしろ結論は逆であるべきではなからうか。けだし、社会的消費ファンドであるならば、それは社会的総生産物の中から社会のために控除されるものであり、したがつて、住居を供与された市民は、当該住宅ファンドの共同所有者ともいふべき存在だからである。少なくとも労働関係の消滅が住居利用権の消滅に帰結するためには、さらに何らかの媒介項が必要と思われる。

(3) 次に「参加」の問題がある。国有住宅という場合の「国有」の意が、国家権力機関を形成する少数の官僚層による所有という意味ではないとすれば、国有住宅の建設、分配、維持・管理に市民が何らかの形で参加する権利を有するのは当然である。⁽¹⁸⁾だが、参加の問題は、ひとり住宅(法)問題に限られるものではなく、政治システム・経済システム一般にかかわるものである。したがつて、本稿において「参加」を独自の問題として検討の対象とすることはできない。主として住居利用権取得過程においていかなる事項についていかなる機関が決定権限を有し、その決定過程において市民の前にいかなる参加のルートが

あるのかを明らかにすることに、さしあたりとどまらざるを得ない。⁽¹⁹⁾

(4) 社会的消費ファンドの使命が、社会的にみて必要な範囲の保障にあるとすれば、社会的消費ファンドによる住宅保障には、自由の観点から限界があるといわなければならない。つまり、社会的消費ファンドによる住宅保障では社会的にみて必要な範囲を保障し得るとしても、その範囲に必ずしもとどまっているとは限らない個々の市民の住宅に対する主観的欲求には社会的消費ファンドでは応えることができない。だが、右の範囲をこえる欲求をもつこと自体は社会的に何ら非難されるべきこととは思われない。住宅は人間の生存のみならず労働生活、社会生活の維持・充実のための極めて重要な物質的条件であるという理解に立てば、それゆえに社会的にみて必要な範囲は社会が保障するという要請が出てくると同時に、反面、だからこそ個人による自由な居住空間の創造、獲得の可能性も保障されなければならないという要請も出てくるものと思われる。とすれば、社会的消費ファンドではカヴァーしきれない個人の主観的欲求を満たすためにいかなる方途が準備されているかが問題となる。

社会的消費ファンドは「労働に応ずる分配」を補完するもの

であるから、社会的消費ファンドによってカヴァーしきれない欲求は、「労働に応ずる分配」に委ねられることは言うまでもない。そこでまず考えられるのは、個人所有住宅の建設あるいは住宅建設協同組合住宅の利用権の取得である。これらはいかにして実現されるのか、そしてまた、ソ連憲法四四条は「協同組合および個人による住宅建設に対する援助」を定めるが、これは具体的にはいかなるものが問題となろう。また、国有住宅制度の分析にあたつても、その中に非社会的消費ファンドの性格をもつ住宅があるのか否かが確かめられなければならない。また、社会的消費ファンドとしての住宅により社会的に必要な範囲の住居を得た市民が、社会的消費ファンドの住居利用に通常要求される以上の対価を支払うことで——あるいは、通常無償であれば有償とすること——右の範囲をこえた自らの欲求を満たすことができるか、という点も興味深いところである。

(5) 自由との関連で、社会的消費ファンド住宅内部での「選択」という問題がある。社会的消費ファンドによる住宅保障では、個人の主観的欲求をあまねく満たすことはできないとしても、社会的消費ファンド住宅Aなら不満だが、Bなら満足という場合がありえよう。そこで、社会的消費ファンド住宅の分配を受けようとする市民は、社会から住宅をたんに与えられるだけで、

それを選択することができないのか、また一旦住宅を供与された市民がより好ましい別の住宅を見つけたときに、その住宅の利用権を取得するための法的手段が準備されているか否か、準備されているとすれば、それはいかなるものか、といったことが問題となる。

筆者は、次の二つの理由から、原理的には何らかの「選択」が認められてしかるべきものと考えている。まず、社会的消費ファンドのひとつの使命が、個人の能力の再生産と発展の機会ないしは可能性の平等を保障することで、個人の自由な発展の基礎を確保することにあること、これが第一である。第二に、社会主義市民は社会的消費ファンドの共同所有者としての一面を有していることから、建設された住宅あるいは既にある住宅をいかに利用するかについて、「選択」の意思を表明する機会が保障されていなければならない。もつとも、この意思は、究極的には一般意思の前に排除されることもありうる。だが、少なくとも、一般意思と矛盾しない限りにおいては、個人の「選択」の意思は最大限尊重されるべきではなからうか。とくにソ連のように、全住宅ファンドの約八割が「社会化」されている（一章参照）国では、「選択」が認められるかどうかは、市民にとつて極めて切実な問題といえよう。

(6) 最後に権利救済の問題がある。

権利救済というとき、われわれは即座に裁判による救済を思いうかべるが、実は現在ソ連において裁判所の管轄権をいかに広げるかということが極めてアクチュアルな問題になっている。すなわち七七年憲法第五八条二項⁽²⁰⁾にもとづき、行政に対する裁判統制をいかに構築するかという問題である。この問題については、概括主義を採用するか限定列举主義を採用するかをめぐる論争があり、憲法制定後一〇年近くが経過した今日いまだに決着がつかっていない。そのため、行政的法律関係から生じた法的紛争は、原則として裁判では争えないというのが現状である。「住宅に対する権利」もその例外ではない。そこで本稿では、右の現状が、「住宅に対する権利」の救済にいかなる限界を与えているか、またこの現状を住宅法研究に携る者かどのように考えているかを中心に検討をすすめたい。

(1) 本節において、「社会的消費ファンド」というとき、その意味するところは、ソ連の「社会的消費ファンド」ではなく、社会主義社会においてかくあるべきものとしてのそれである。ところで、ソ連においては、「社会的消費ファンド」について憲法上次のような規定がある。すなわち、「ソビエト人の欲求をより完全に充足させるために、社会的消費ファンドが設けられ

る。国家は、社会的組織および労働集団の広範な参加をえて、このファンドの増大と公正な配分を保障する」(七七年憲法第二三条二項)。このように、「社会的消費ファンド」は憲法上明記されているが、具体的にいかなる分配形態のいかなる消費対象が、それに該当するかについての明確な法律規定があるわけではない。なお、ソ連における「社会的消費ファンド」概念の定着過程については、二瓶剛男「ソ連における「社会的消費ファンド」」東京大学社会科学研究所編「福祉国家2 福祉国家の展開」[1]東京大学出版会、一九八五年、三一七—三一八頁に簡単に触れられている。

(2) ソ連においては、市民の消費を直接に満たす手段のみが「社会的消費ファンド」にされるといふ考えから、一般行政費は「社会的消費ファンド」とはされていない。См. Под ред. Бора М., З. и Дукной Г. В., Планирование народного хозяйства СССР, М., 1980, с. 202.

(3) マスクス＝エンゲルス『ゴータ綱領批判 エルフルト綱領批判』大月書店(国民文庫)、二四頁。

(4) 同右二六頁、および野中康夫「社会主義と平等」明治大学大学院紀要、二二巻一号一三五頁参照。

(5) マルクス＝エンゲルス前掲、二七頁。

(6) См. Герасимов, указ. соч., с. 25-26.

(7) 柳田謙十郎「社会主義と自由の問題」日中出版、一九八三年、七二頁。

- (8) 藤田勇「社会主義社会と基本的人権」東京大学社会科学研究所編『基本的人権』東京大学出版会、一九六八年、三六七頁。
- (9) См. [Ерещинов, указ. соч., с. 88.
- (10) 二瓶前掲・三二六頁参照
- (11) 藤田「社会主義社会と基本的人権」三六八頁。
- (12) 同右同頁。
- (13) 「経済的刺戟フォンドを構成する『社会』文化施策・住宅建設フォンド」と呼ぶのが実は正しい。だが、この呼び方は長いこと、またここでは企業自身が自らの裁量で処分できるということに重点を置いてるので、「企業フォンド」と便宜的ながら呼ぶ方が、このことを率直に表現できるという考えから「企業フォンド」という表現を用いることにした。
- (14) 石川晃弘「職場のなかの社会主義」青木書店、一九八三年、四九—五〇頁参照。
- (15) 同右同頁。
- (16) 同右・八七頁。
- (17) 同右・七一頁。
- (18) 藤田「社会主義社会と基本的人権」三六六頁。
- (19) 「自主管理」と区別される意味での「参加」のあり方を検討する場合、諸々の事項についての決定権限の分配のあり方が極めて重要になってくると思われる。というのは、右の意味での「参加」の問題とは、一定の事項に対しより強い決定力とイニシアチブを有する人間(集団)に対し、そうでない者がいかに

効果的に自己の意思を伝達し決定に影響力を及ぼすか、という問題にほかならないからである。これに対し「自主管理」の方は、一定の事項の決定において、一定集団の構成員が皆等しく決定力とイニシアチブを有しているという前提の上に成り立つ論理である。したがって、ここでは、決定権限の分配という問題は、理念上、後景に退く。

(20) 五八条二項は次のように規定する。「市民の権利を侵害する公務員 должностные лица の行為で、法律に違反し、または権限をこえてなされたものに対しては、法律の定める手続によって裁判所に訴えることができる。」

(21) 論争の詳細については、市橋克哉「ソ連邦における行政にたいする司法審査(一)・完」『法政論集』九六号、九七号参照。

第一次資料、略称、訳語

ここで、本稿が主として依拠した第一次資料、法令の略称、住宅法特有の用語について簡単に触れておきたい。

〔第一次資料〕

まず、法律 закон は、

① 「ソ連邦ならびに連邦構成共和国住宅立法法の基礎

Основа жилищного законодательства Союза ССР и союзных республик」[ВВС СССР] 1981г., №26, ст. 834; Свод

ЗАКОНОВ СССР, том 3 с. 6-35)

② 「ロシア共和国住宅法典 Жилищный кодекс РСФСР」
《ВВС РСФСР》1983г., ст. 883)

である。これから住宅の利用関係についてはかなり具体的に
知ることができる。だが、行政的法律関係とされる住居利用権
取得手続については、右だけでは不十分で共和国の政府決定、
すなわち、

③ 「ロシア共和国における、居住条件の改善を必要とする
市民の登録」ならびに住居供与についての模範規則」
(СЛ РСФСР, 1984г., ст. 121)

が参照されることになる。政府決定は、法律ではないが、規範
性をもつアクトである。だが、供与手続について、より詳しい
ことを知らうとすれば、右③に基づいてつくられる地方ソビ
エトのレヴェルの規程を見なければならぬ。しかし、現在わ
れわれはこのレヴェルの官報を系統的に入手できない状態にあ
る。そこで本稿では、

④ 「モスクワ市住居登録・分配規程」⁽¹⁾ (一九七六年七月五
日付モスクワ市ソビエト執行委員会・モスクワ市労働組合
評議会幹部会共同決定により承認)

を補充的に使用する。もつともこれは①、②採択以前のもので
あり、一九八二年五月一〇日付で、少なくともその一部は改正
されている。そこで④の使用は、行論上必要な場合で、内容的
に①③に矛盾しない限りにおいて、現行法も、かくあるであ
ろう」という推定が可能な場合にかぎられる。

次に、住宅法令の適用実態に接近するために最高裁判所の「指
導的説明」⁽³⁾が使用される。とりわけ、①の適用実務を知るに際
しては、

⑤ 一九八二年一月九日付連邦最高裁判所決定——指導的
説明——(Бюллетень Верховного суда СССР, 1981, №1,
с. 7-13.)

によるところが大きい。

〔略称〕

ソ連邦ならびに連邦構成共和国住宅

立法の基礎第一条一項……………〈基礎1・1〉
ロシア共和国住宅法典第一条一項……………〈ロ住1・1〉
ロシア共和国における、居住条件の改善を必要とする市民の登
録、ならびに住居供与についての模範規則第一条一項
……………〈ロシア規則1・1〉

モスクワ市住居登録・分配規程一条一項…ヘモスクワ1・1
 ロシア共和国民法典第一条一項……………ヘロ民1・1

〔訳語〕

住宅法上頻出する用語については、次のように訳したが、改善の余地も多分にあると思われる。大方の批判を仰ぎたいところである。

- благоустроенное жилое помещение ……設備の整った住居⁽⁴⁾
- выселение ……立退
- жилая площадь ……居住面積⁽⁵⁾
- жилище ……住宅⁽⁶⁾
- жилищное условие ……居住条件
- жилое помещение ……住居
- жилой дом ……居住用家屋
- норма жилой площади ……居住面積規準
- квартира ……フラット⁽⁷⁾
- ордер ……入居許可証

- (1) 筆者の手許にあるものは、新見治一氏がモスクワ出張の際にもち帰られたモスクワ市ソビエトの官報のコピーである。
- (2) См. Грбанов, указ. соч., с.39.

(3) 「指導的説明」の法的意義については、藤田勇「ソビエト法」田中英夫他「外国法の調べ方」東大出版会、一九七四年、二七五—二六七頁、参照。

(4) 「快適な住居」という訳例もある(稲子恒夫「ソ連の新民法(一)」『法政論集』三〇号)。だが、благоустроенное жилое помещениеの住宅法上の意味は、後述(三章)の如く、「居住面積規準を下回らない、かつ住宅に要求される技術的・衛生的条件を備えた住居」である。このように客観的性格をもっているので、利用者の主観を連想させる「快適」よりも原語に忠実に「設備の整った」と訳すことにした。

(5) このロシア語だけからは、総床面積をさすのか、居室面積(総床面積から台所・便所・浴室等を除いた面積)をさすのかは不明である。しかし、住宅法上は、通常、居室面積のことをさす。そこで、本稿においても、「居住面積」という場合、とくに断りのない限り居室面積のことをさす。

(6) ソ連憲法四四条の「住宅に対する権利」の「住宅」はこれである。なお、本稿では、「居住面積」、「住居」、「居住用家屋」の総称として「住宅」という表現を使うことがある。

(7) 最も訳し難い語である。稲子前掲・八七頁は、「住居」とし、注を付して「クвалтейラとは英語の flat にあたり、ビルディングの階(floor)の一部あるいは全部で数室からなり、一家族用がすむようになっていゝるものを指す」とされている。また、「住戸」という訳もある(渡辺⑤論文)。

第一章 ソビエト住宅制度の概観

本章では、次章以下の議論の前提として、まずソビエトの住宅⁽¹⁾フォンドの種類、内容について概説し、ついで現在の住宅保障状況についてみてみたい。

(1) フォンド *фонды* ということは、多義的であるが、「住宅フォンド」という場合のフォンドは「資産」という意味で理解すればよいだろう。

第一節 住宅フォンド

ソビエトの住宅フォンドは、次の四つに大別される。

- (A) 国有住宅フォンド
- (B) 社会的住宅フォンド
- (C) 住宅建設協同組合住宅フォンド
- (D) 個人的住宅フォンド

まず(A)であるが、これはさらに、(a)地方ソビエト住宅と(b)省庁住宅の二種類から構成される。次章に述べるように居住条件改善必要者として登録された市民が権限ある機関の供与決定をうけ、地方ソビエト執行委員会から入居許可証を交付されるこ

とによつて住居利用権を取得するという点で(a)(b)は共通であるが、業務管理権が(a)は地方ソビエトに、(b)は省庁に帰属する点で異なる。因に、業務管理権とは国家的組織の有する「法律の定める範囲内で、その活動目的、計画課題、および財産の用途にしたがい、財産を占有、利用、処分する権利」(民事立法の基礎第二一条)である。

ところで、住居利用権取得手続を分析する際には、右(a)(b)の分け方は必ずしも合目的ではない。というのは、建設手続の相違から(a)に属しながらも(b)と同様の手続によつて供与されるタイプの住宅がいくつもあり、(b)においても地方ソビエトの監督権限が強く及ぶものとそうでないものがあるからである。そこで、(a)、(b)を細分化すると次のようになる。

- (a) ① 地方ソビエト執行委員会が注文者となり地方ソビエト固有の財源により建設された住宅⁽¹⁾
- ② 地方ソビエト執行委員会が注文者となり中央集権的基本投資 *централизованные капитальные вложения* により建設された住宅⁽²⁾
- ③ 省庁から地方ソビエトへ移管された住宅⁽³⁾
- ④ 複数の企業からの住宅建設費を集中させ、地方ソビエト執行委員会が統一注文者 *единый заказчик* となつ

て建設された住宅⁽⁴⁾

(b) ⑤ 中央集権的基本投資で建設され省庁に割り当てられた住宅⁽⁵⁾

⑥ 複数の企業からの住宅建設費を集中させ、省庁が統

一注文者となつて建設された住宅⁽⁶⁾

⑦ 企業ファンドによつて建設された住宅⁽⁷⁾

地方ソビエト住宅のうち、①②と③④では居住条件改善必要者としての登録及び供与手続が異なる。前二者は地方ソビエト執行委員会が右登録、供与の決定を下すのに対し、後二者は出資参加する企業がそれぞれ独自に自らの労働者・職員の登録、供与の決定を行ないうる（基礎19・2）。後二者のこのような決定手続は省庁住宅のそれと同じである。

また、供与決定に対する地方ソビエト執行委員会の承認の要否という点に着目すれば、①②のグループと③⑤のグループと④⑥⑦のグループに分けられる。①②は執行委員会自らが供与決定を下すので執行委員会による承認の問題は生じないが、③⑤については企業側が下した決定は執行委員会によつて承認されなければならない（基礎24・1）。これに対し、④⑥⑦の場合は企業の供与決定は執行委員会に事後通知されるだけでよい（同上）。したがつて④⑥⑦の場合地方ソビエトの監督権限は弱

いものとなる。

このようにみてくると③や④が、なぜ地方ソビエト住宅にカテゴリーズされるのか疑問となるが、この点については次のように説明される。すなわち、③④において企業が自らの労働者・職員を独自に入居させる権利を有するのは住居が建設された後の最初の入居についてだけであつて、以後右住居に「空き」が生じた場合にはいかなる市民を入居させるかの決定権は地方ソビエト執行委員会に移ることである。しかし、二回目以降の入居において、当該企業の労働者の入居可能性が全く奪われるとすると企業は、③の場合、移管に消極的となり、④の場合には、建設に出資参加する、いわば「うまみ」が失われることになる。そこで「基礎」は企業の利害を考慮して「国营企業、施設、組織により人民代議員ソビエト執行委員会に引き渡された家屋内の空いている住居、ならびに企業、施設、組織の出資参加により建設された家屋内の空いている住居は、これらの企業、施設、組織の居住条件の改善を必要とする従業員が第一番に入居する」（24・2）と規定している。

以上国有住宅ファンド住宅（A）の内部について若干たち入った解説を試みたが、そこから居住条件改善必要者登録及び住居の供与手続を分析する際には（a）、（b）の分け方は必ずしも合目

的でないことがわかる。そこで本稿では、前記①②を「地方ソビエト住宅」とし、③④⑦を「企業住宅」としてひとまとめにして供与手続を分析することにする。なお、利用関係、国有住宅利用権の消滅に関しては業務管理権の帰属による(a)・(b)の分類にしたがう。

さて、今まで述べた国有住宅(①④⑦)はいずれも市民の居住条件を改善する目的で建設・供与されるものであるが、実は国有住宅の中にはこのような目的を第一義的にはもたず特定の業務遂行あるいは就学のための条件を整えるために設けられた特殊な住居がある⁽¹⁰⁾。勤務用住居と寮である。いずれも省庁住宅フォンドに属する⁽¹¹⁾。

勤務用住居とは、当該労働関係の性格と関連して、労働場所またはその近隣に居住しなければならない市民が入居するための住居である(基礎39・1)。また寮とは、労働または就学期間中、労働者・職員、学生・生徒、及びその他の市民が入居する住居である(同39・5)。勤務用住居、寮は、その供与目的が特定の業務あるいは就学と結びついているため、その供与及びそこから立退は一般の国有住宅とは異なる規範にもとづいて行なわれる。

(B)の社会的住宅フォンドは、コルホーズその他の協同組合組

織(住宅建設協同組合は含まない)、労働組合その他の社会的組織に帰属する住宅である⁽¹²⁾。しかし居住条件改善必要者としての登録、及び供与の手続は、企業フォンドにより建設された家屋内住居(前記の分類でいえば⑦)とほぼ同様である。すなわち登録、供与の決定は当該組織の機関と労働組合の共同決定で行なわれる。ただし社会的組織は企業ではないからここで言う労働組合とは当該地域の労働組合をさす。また供与決定も地方ソビエト執行委員会によつて承認される必要はなく事後の通知でよい(基礎24・1)。利用関係、住居利用権の消滅についても省庁住宅と同じ原理が適用される。したがって、国有住宅についても本稿で述べられることがらは、特に断りのない限り、社会的住宅フォンドにもそのままではまると考えてよい。

これに対し(C)の住宅建設協同組合住宅は、協同組合組織に住宅が帰属するとはいえず、その実態は(B)と全く異なる。住宅建設協同組合の何よりの特徴は、入居者となるべき組合員が住宅建設費を出資する点にある。これに対し(A)・(B)の入居者は当該住宅の維持・管理に必要な費用の一定部分は負担する⁽¹³⁾が住宅建設費は一切負担せず、それは基本投資あるいは企業フォンドによりまかなわれる。したがって、費用負担という点に着目すると住宅建設協同組合住宅は個人所有住宅のひとつの特殊なタイプ

と理解しうるものである。ただし、個人所有住宅の利用権が住宅に対する個人的所有に基づくのに対し、住宅建設協同組合住宅のそれは組合員たる資格に基づく点で異なる。したがって、組合員たる資格に基づき発生する諸権利(持分権、住居利用権)を処分しようとする場合(脱退を除いて)、個人所有住宅の場合と異なり自己の意思のみで行なうことはできず住宅建設協同組合の総会の同意が必要となる(ロシア共和国住宅建設協同組合模範定款第十九条一項 \wedge B \vee 号、 \wedge F \vee 号⁽¹⁴⁾)。

住宅建設協同組合の設立の発議、組合員の募集は地方ソビエト執行委員会、企業、あるいはソフォーズによつて行なわれる⁽¹⁵⁾。組合設立に必要な最低人数は地域ごとに定められており、最低人数の最も多いモスクワ・レニングラードの場合六〇名必要である(同上第二条)。

最後に個人所有住宅についてみてみよう。ソビエト民法は住宅が個人的所有権の対象となることを定めている(民事立法の基礎第二五条一項)。しかし、無制限に個人所有の対象になるのではなく量的制限と地域的制限が設けられている。

量的には一世帯一戸の原則(同上二項)があり、また個人的に所有しうる最大居住面積は六〇平方米とされている(ロ民106・4)⁽¹⁶⁾。二戸以上の住宅を個人所有した場合には任意の一戸

を留保し他は一年以内に処分しなければならない(同上107・1)。また地域的制限は一九六二年六月一日付ソ連邦大臣会議決定⁽¹⁷⁾により同年八月から連邦共和国の首都及び共和国大臣会議が定めた都市においては、新たな個人的住宅建設のための用地割当はなされない、という形で設けられている。その理由としては、大都市では基本投資による集合住宅を建設する方が合目的であり、また集合住宅建設用地として一旦割り当てられた土地を個人建設用に変えることは、地方ソビエト執行委員会に上下水道、ガス供給等に対するむだな支出を強いることになる⁽¹⁸⁾、という説明がなされている。このことは、共和国の首都及び共和国大臣会議が定めた都市において市民が自ら労働所得により住宅利用権を得ようとする場合、①住宅建設協同組合に加入するか、②既存の個人所有家屋の個人的所有権を契約あるいは相続により取得するかの二つの方法しかないことを意味する。逆に、農村地域においては社会的フオンドとしての住宅(国有住宅・コルホーズ住宅等)とともに個人所有住宅が住宅保障の形態として重要な機能を営んでいることを示している⁽²²⁾。

(1) См. Кореневская Е. И., Городские Советы и комплексное планирование развития городов, «СтИП», 1973, №9, с. 66; Поляк Г. Б., О правовом регулировании финансовой деятельности

сти местных Советов,《СГИП》, 1979, №2, с. 55-56.

- (2) См. Постановление ЦК КПСС и Совета министров СССР от 31 июля 1957г. 《О развитии жилищного строительства в СССР》 (Решения партия и правительства по хозяйственным вопросам т.4, М., с.361); СП СССР, 1970, №2, ст. 11.
- (3) 〈基礎4・3〉参照。См. СП СССР, 1970, №2, ст.11 №16, ст.128; Ландкоф С. Н. др., Жилищное и жилищно-строительное законодательство, Киев, 1975, с.25-26.
- (4) См. Жилищно-бытовая работа профсоюзов, М., 1978, с.19-21.
- (5) См. СП СССР, 1967, №17, ст.119.
- (6) Жилищно-бытовая работа профсоюзов, с.21.
- (7) См. СП СССР, 1965, №19=20, ст.155.
- (8) См. Жилищно-бытовая работа профсоюзов, с.21.
- (9) См. Ландкоф, др., указ. соч., с.25-26.
- (10) См. Под ред. Сиденко Р. Х., Лисниченко Т. Н., Жилищное законодательство, Киев, 1975, с.30-31.; Под ред. Братусь С. О., Комментарий к гражданскому кодексу РСФСР, М., с.350.
- (11) См. Под ред. Сиденко, др., указ. соч., с.28, 30.
- (12) 〈基礎4・4〉が、次のような規定を置いていることをここで補足しておく。すなわち、「国家的・コルホーズ的ならびにその他の国家的・協同組合的連合体……に帰属する居住用家屋も、住宅フオントに命まれる。これらの居住用家屋にたいしては、本基礎(法)により社会的住宅フオントのために定められ

た諸規定が適用される」。

- (12) この点については、三章の資料についての項で触れる。
- (14) См. Справочник для работников сельских и поселковых Советов, М., 1970, с.31.
- (15) См. Толстой Ю. К., Советское жилищное законодательство, Л., 1974, с.39.
- (16) 国有住宅の供与の際に規準とされるひとりあたりの規準面積に家族構成員数を乗じて得られた数値が六〇平方米をこえる場合は、右数値を上限として個人的所有権の対象と認められる。たとえばロシア共和国の場合右規準面積は〈口住38〉により一一二平方米となっている(〈口住〉制定前は九平方米)ので、六人家族の場合七二平方米まで個人所有できる(См. Под ред. Братусь, др., указ. соч., с.142.)。
- (17) СП СССР, №12, ст.93.
- (18) 因にウクライナ共和国では首都キエフのほかハリコフ、ドネトロペトロフスク、リウオフ、ドネツク等の都市において個人住宅建設用地割当がなされないとされている。См. Ландкоф, др., указ соч., с.113.
- (19) См. Трубников П. Я. Применение судами гражданско-правовых санкций за нарушение правил индивидуального жилищного строительства, 《СГИП》, 1977, №9, с.142.
- (20) См. Скрипко В. Р., Марткович И. Б., Соловьев П. Г., Жилищное законодательство в СССР и РСФСР, М., 1965, с.32.

(21) 個人所有住宅を取得したのち、当該住宅をとりこわし、再度個人所有住宅を建設できるか否かは不明である。ただし、できるとしても先に紹介した六二年決定で、共和国の首都および共和国大臣会議で定められた都市では住宅の個人建設に対し資金融資がなされないことも同時に定められており、現実にはかなり困難なものと思われる。

(22) См. Грибанов В. П., Основы советского жилищного законодательства, М., 1983, с. 143.

第二節 住宅事情

まず、第一節で述べた各住宅ファンドがどのような比率で存在しているかをみてみよう。

表 I を参照されたい。表 I からまず第一にいえることは、価格にかんする限り、社会的ファンドの住宅が圧倒的に多いということである。一九八〇年の八〇・八％という数字は六〇年五六・一％、七〇年七〇・〇％、七五年七七・九％と伸びてきた結果であり、今後もこの増加傾向は維持されることが予定されている⁽¹⁾。

第二に、社会的ファンド住宅の中で国有住宅——ただし、コルホーズを除く社会的組織の住宅を含む——の占める割合が面積・価格とも九割を越えており少なくとも社会的ファンドの住

宅の中では国有住宅による住宅保障が基本的形態であることがわかる。

第三に注目すべきは、社会的ファンドの住宅と個人的所有の住宅の比率が価格と面積ではかなりひらきがあることである。これはいかなる理由によるのだろうか。残念ながら、ソ連の文

表 I 各住宅ファンド間の比率(1980年) (%)

		価 格	面 積		
社 会 的 フ ォ ン ド	国 有	80.8	74.6	56	19.5
	地方ソヴィエト				28.4
	省庁				3.8
	企業				4.3
	官庁				
社会的組織の住宅	2.5				
コルホーズ住宅	3.7				
住宅建設協同組合住宅					
個 人 所 有 住 宅		19.2	44		

〔出所〕 Саркисян Г. С., Народное благосостояние в СССР, М., 1983, с. 185, 191 から作成。

表II 5カ年計画毎の住宅建設と1人あたりの平均居住面積

		1951—55	56—60	61—65	66—70	71—75	76—80
A	利用に供された総居住面積 (100万㎡)	240.5	474.6	490.6	518.5	544.8	527.3
B	うち社会的フンドにおける面積 (同上)	113.0	224.0	300.4	352.5	407.3	413.8
C	5カ年計画終了時における1人あたり平均居住面積 (㎡)	4.78	—	10.0	11.0	12.3	13.4

(出所) 1. Народное хозяйство СССР в 1983г., М., 1984. с.417 (A, B の1956-80); 2. Саркисян, указ. соч., с.179 (C の1961-80); 3. 岡本三郎・仲弘編著『ソ連経済図説』東研、1978年、261頁 (A, B の1951—55); 4. 藤田勇「国有住宅の管理」有泉享編『集合住宅とその管理』東大出版会、1961年、267頁 (C の1951—55)

表III 都市における社会フンドの住宅の設備状況 (%)

	1970	1975	1980	1981	1982	1983
上水道	78.9	85.0	89.9	90.3	90.4	90.8
下水道	75.8	82.3	87.9	88.4	88.1	88.7
集中暖房	73.6	80.9	86.6	87.3	87.1	87.9
ガス	64.6	74.7	79.4	79.4	78.4	78.5
温水浴	33.8	45.7	57.2	58.7	64.9	67.8
浴室	60.7	71.7	80.0	80.9	80.7	81.7

(出所) Народное хозяйство СССР в 1983г., с.427.

たためその分だけ建設コス
 (3) 設備(上下水道、電気、ガ
 人所有住宅には従来十分な
 るとはいえ、農村地域の個
 年かなり改善されつつあ
 能性がある。第二に、近
 のそれをかなり上回る可
 りの居住面積は国有住宅
 所有住宅の場合の一人あた
 である。したがって、個人
 められていないということ
 たり、居住面積の上限は定
 積の供与はなされないの
 一世帯の所有し得る面積の
 積の供与はなされないの
 一世帯の所有し得る面積の

献ではこの点を説明したもの
 までも推測の域を出るもの
 三つの理由があるのではない
 その第一は、国有住宅の住
 住面積規程が定められてお
 積の供与はなされないの
 一世帯の所有し得る面積の
 積の供与はなされないの
 一世帯の所有し得る面積の

トが低くなるということが考えられる。第三に、農村で行なわれる個人住宅の建設は建設請負企業だけではなく、住宅の所有者となるべき市民が自らの労働によって行なう場合があるためその(4) 分だけコストが安くなる(5)と推測される。

次に住宅事情についてみてみよう。

住宅事情に関してソビエト社会をひと言で言う(6)とすれば、旧体制から住宅難という遺産を受けとつて生まれた社会であつて、その誕生以来恒常的に住宅不足に悩まされ、現在かなり改善されてきたとはいえ、いまだに住宅不足を克服しきれていない社会、ということが(7)できる。とりわけ第一次五カ年計画(一九二八—三二)の時期から一九六〇年頃までの住宅不足は極めて深刻なもので、一九三二年から五八年までの二六年間は一人あたりの平均居住面積は一貫して五平方米を下回るといふ状態であつた(8)。このような逼迫状態が生じた(9)のはそれなりの理由があるのだが、その点については他に譲ることとし、その後の変化を追つてみよう。

一九五七年七月三十一日、ソ連邦共産党中央委員会と大臣会議は住宅不足を根本的に解決すべく、「ソ連邦における住宅建設の発展について」という決定を採択し、以後一〇年から一二年間のうちに住宅難を解消するという方針を打ち出す。これにより

第六次五カ年計画以降住宅建設は飛躍的に増加し、今日に至っている(表II参照)。都市における社会的フォンドの住宅の最近の設備状況については表IIIを参照されたい。

さて、一九八〇年の段階で一人あたり平均居住面積は、表IIの示す(10)と(11)より、一三・四平方米であり、最悪時のそれに比べると住宅事情はかなり改善されてきたといえる。だが、にもかかわらず(12)少なくとも次の二つの意味において、住宅不足はいまだ克服されていない。

第一は、一人あたりの居住面積の低さである。各連邦構成共和国は、当面望ましいとされる一人あたりの居住面積規(13)準を定めているが、国有住宅フォンドおよび社会的住宅フォンドの平均居住面積はその規(14)準をまだかなり下回っていると推測される。因にロシア共和国は居住面積規(15)準を一人あたり一二平方(16)米(口住38)と定めているが、平均居住面積はおそらく八平方(17)米前後と思われ(18)る。もつとも八口民36・5√の規(19)準では九平方米とされていたので、従来の規(20)準にはかなり近づいてきているといえる。

第二は、現在なお都市においては二〇%、農村においては一三%の市民が「共同居住(коммунальный квартирный коммунальный домовладение)」に居住していることである(21)。(22)家族の居住用に

設計された住居に複数の家族が居住している場合、その住居は、「共同住居」とよばれる。したがって「共同住居」なる建物があるわけではない。つまり八割強の市民に対してしか「一大家族一フラット」が達成されていないのである。これはソビエトの住宅不足を端的に示す事実といえよう。

ところで、社会的にみて必要な居住面積を全市民に保障することといい、また「共同住居」の解消といい、いずれも先にあげた一九五七年決定以来の課題であった。それらは、当時、十数年のうちに解決されることが予定されていたが既にそれから四半世紀以上の年月が経過している。たしかに着実に解決の方向へ歩んではいるのだが、なぜいまだに解決されていないのか。興味深い問題ではある。歴史的に独自に検討される必要がある。ここでは、住宅不足の解消を阻んでいる要因として、現在、内外で言われている三点を指摘しておきたい。

第一は、住宅に限らず、消費生活全般についてしばしば言われることだが、軍事費が消費生活関係予算を圧迫していることである。⁽¹⁴⁾

第二の原因として考えられるのは住宅建設価格の高騰である。フラット一平方メートルあたりの建設費は一九六五年当時と比べて現在ほぼ一・五倍になっている。⁽¹⁵⁾ そのため一九七一年から八

〇年までの一〇年間に於いて国民一人あたりの住宅経営の基本ファンド основные фонды жилищного хозяйства は五二%増加しているにもかかわらず、居住者一人あたりの総床面積は二一・八%しか増加していない。⁽¹⁶⁾ このような建設費の高騰が生じた原因は次の五つであるといわれる。すなわち①住居の質の向上、②住居設備の向上、③建物の高層化、④北方、東方地域における建設の増大、⑤技術的、地理的に困難な条件を伴う地域における建設の増大である。⁽¹⁷⁾ このような状況の中で、「住宅建設に対する基本投資の増加テンポは、総床面積の一平方メートルあたりの建設価格の増大のテンポにほぼ一致している」というサルキシヤンの指摘は重要である。したがってソビエトの住宅不足が近い将来に抜本的に解決されるためには、少なくとも建設作業の効率化、技術革新が早急に望まれるところであろう。

第三の原因として考えられるのは、都市の複合的發展計画の策定過程における欠陥である。ある論者によれば、住宅、教育・医療・公共給食等の施設の建設のためには地域に存する企業からの財源を集中する必要があるにもかかわらず、またこのような財源集中の権利が法律により地方ソビエトに与えられているにもかかわらず、財源集中のための法的メカニズムが整備されていないために財源集中が必ずしもうまくいっていないこと

が指摘されている。⁽²⁰⁾ また、別な論者により次のような指摘もなされている。都市の複合的發展計画を策定するために当該都市で活動する企業は、その管轄——連邦か共和国か州か市か——を問わず、地方ソビエトに活動計画を提出することになつていゝが、地方ソビエト管轄以外の企業の場合、その活動計画は上級機関——連邦管轄の企業であれば連邦の省——によつて既に承認されており、地方ソビエトは、事實上、企業から提出された計画のたんなる確認者あるいは整理者に過ぎない、という指摘である。

以上の二つの指摘から、当該地域の住宅必要度を熟知しているところの地方ソビエトの意思が、地域の複合的發展計画に必ずしも十分に反映されていないことを窺うことができる。この問題は地域別行政の原理と部門別行政のそれをいかに結びつけるか、という問題と計画策定手続の全体にかかわるものであり、今後より突っ込んだ調査と検討が必要とされるところであらう。

- (1) См. Саркисян Г. С., Народное благосостояние в СССР, М., 1983, с. 185.
- (2) См. Там же, с. 182.
- (3) См. СЛ СССР, 1978, №17, ст. 102.

(4) См. Грибанов, указ. соч., с. 145.

(5) 藤田勇「国有住宅の管理」二六七頁参照。

(6) 同右同頁。

(7) 稲子恒夫氏はこの時期の住宅逼迫の原因として、①第一次大戦とその後の内乱、②第一次五カ年計画からはじまる工業化に伴う都市人口の急激な増加、③工業化に財政投資の大部分があたりれたことによる住宅建設投資の不十分、④第二次大戦による住宅の大量破壊、以上四点を指摘される。稲子恒夫『ソビエト法入門』法律文化社、一九六五年、一四〇頁参照。

(8) 本章第一節註(2)参照

(9) 「居住面積規準」は場面に応じてさまざまな意味をもつ。当面望ましいとされる居住面積というのはそのひとつの意味である。

(10) См. Грибанов, указ. соч., с. 26.

(11) 一九七四年に出版されたトルストイの教科書によれば、モスクワ、レニングラードにおける平均居住面積は一人あたり七平方メートルとされている。その後約一〇年が経過した現在、住宅建設もすすんでいる(表II)ので、平均居住面積は七平方メートル以上と推定できる。また、ある論者は、ロシア共和国で居住面積規準が九平方メートルから一二平方メートルに引き上げられたが、従来の規準が達成されたわけではない、と述べている。そこで、おおよそ、実際の平均居住面積は八平方メートル前後であろうと推定したわけである。См. Толстой Ю. К., Жилищное законодательство, Л.,

1974, с.14; Литовкин В. И., Нормирование использования жилой площади, 《СГИП》, 1985, №1, с.47.

なお、表IIにおいて、一九八〇年の国民一人あたりの居住面積が一三・四平方メートルとなっているが、これは住宅建設協同組合住宅および個人所有住宅も含めたソ連の全住宅ファンドの面積を分子に置いているからである。

- (12) 因にわが国の一人あたりの平均居室面積は昭和五三年調べで一三平方メートルである。『ジュリスト増刊総合特集30・現代日本の住宅改革』、五五、五七頁参照。
- (13) См. Саркисян, указ. соч., с.181.
- (14) 二頁前掲・三五九頁参照。
- (15) См. Саркисян, указ. соч., с.183.
- (16) См. Там же.
- (17) Там же, с.184.
- (18) Там же.
- (19) См. Указ Президиума Верховного Совета СССР от 19 марта 1971г. 《Об основных правах и обязанностях районных Советов народных депутатов》 (п. 20 ст. 8); от 19 марта 1971г. 《Об основных правах и обязанностях городских и районных и городах Советов народных депутатов》 (п. 13 ст. 7).
- (20) См. Поляк, указ. соч., с.56.
- (21) См. Корневская, указ. соч., с.69.

Право граждан СССР на жилище: на примере государственного жилищного фонда (1)

Ю Синода

ВВЕДЕНИЕ

Задача, поставленная автором в этом исследовании, состоит в том, чтобы анализировать право граждан СССР на жилище на основании «Основ жилищного законодательства Союза ССР и союзных республик» от 24 июня 1981 г. и других законодательных актов с точки зрения принципов социализма. Говоря о принципах социализма, имеется в виду, прежде всего, характер общественных фондов потребления, в состав которых, по мнению автора, входят государственный и общественный жилищный фонд.

Общественные фонды потребления трактуются как часть чистого продукта, поступающая для удовлетворения потребностей людей независимо от их непосредственного трудового вклада, и служат дополнением к принципу «распределения по труду». Отсюда следует понимание содержания права граждан в области распределения жилой площади, принадлежащей общественному фонду потребления, как права получить ее (а) за счет общества полностью или частично, (б) пропорционально числу членов семьи и (в) в пределах общественно необходимых норм для того, чтобы обеспечить сохранение и развитие способностей каждого.

На основании таких теоретических предположений рассматриваются следующие конкретные вопросы по советскому жилищному законодательству.

(1) Как оценивается действующее законодательство в свете вышеуказанных предположений?

(2) Каким образом сочетаются два требования — самостоятельное распоряжение жилищным фондом предприятием и равенство обеспеченности жилой площадью в одном и том же населенном пункте?

(3) Утрачивается ли рабочий или служащий право использования жилищного помещения в случае, когда расторгнулось его трудовое отношение с предприятием, предоставившим ему жилую площадь?

(4) Каким образом принимают участие граждане в решении вопросов об управлении, распределении и предоставлении жилой площади?

(5) Может ли гражданин получить жилую площадь сверх уровня общественной нуждемости? Если может, при каких условиях и в каком размере?

(6) Может ли гражданин выбрать жилое помещение по вкусу из тех в

домах государственного или общественного жилищного фонда?

(7) В каком порядке охраняются права, вытекающие из жилищного правоотношения, которое имеет две стороны — административно-правовую и гражданско-правовую?

ГЛАВА 1. ПОЛОЖЕНИЕ ОБЕСПЕЧЕННОСТИ ЖИЛОЙ ПЛОЩАДЬЮ В СССР

СССР страдал и страдает от недостатка жилищей со времени рождения советского государства, хотя обстоятельства постепенно улучшаются. Это свидетельствуют следующие факты.

(1) Средняя обеспеченность жилой площадью в домах государственного и общественного жилищного фонда — меньше нормы жилой площади (12 м^2 на человека). По советским официальным данным и описаниям в литературе по жилищному праву можно предположить, что средняя обеспеченность ей равняется около 8 м^2 на человека.

(2) Настоящее время проживают в отдельной квартире только 80% населения, а 20% в коммунальной, что прямо показывает недостаток жилищей в СССР.

(Продолжение следует)